

東葉高速線公設掲示板の運用に関する細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、東葉高速線公設掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び管理に関する要領第4条により、掲示板の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲示物）

第2条 掲示板に掲出する掲示物は、沿線イベント情報を提供することにより、東葉高速線の利用促進につなげることが出来ると認められたものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する掲示物は、掲示を承認しないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- （2）美観を損し、公衆に不快の念を与えるもの
- （3）青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- （4）公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- （5）特定の政治活動又は宗教活動に該当するもの
- （6）有料の催事等について広告し宣伝するもの
- （7）大型商業施設、個人商店及び個人事業者の広告宣伝に該当するもの
- （8）求人案内に該当するもの
- （9）東葉高速鉄道株式会社の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- （10）その他、事務局長が掲示することが適当でないと認めるもの

3 掲示物の規格は、最大B1サイズとする。

4 第2項第6号、第7号の規定に関わらず、東葉高速鉄道活性化協議会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認められたものは、承認することができる。

（利用料）

第4条 掲示板の利用に係る利用料は、無料とする。

（掲出期間）

第5条 掲示物の掲出期間は、原則として14日間以内とする。ただし、事務局長が必要と認めた場合はその限りでない。

（掲出の申込）

第6条 掲示板の利用を希望する団体等は、掲示物に東葉高速線公設掲示板利

用申込書（第1号様式）を添えて、東葉高速鉄道活性化協議会に申し込むこととする。

- 2 団体等が同一目的、かつ、同一利用期間中において申し込みできる数は、1 掲示板につき1枚とする。
- 3 利用の申し込みは、利用開始日の前週の金曜日までとする。

（承認）

第7条 利用の承認は、申し込み順に決定する。

- 2 事務局長は、前条第1項の規定により申し込みがあったときは、これを審査し、承認する場合は掲示物に確認印を押印するものとする。

（補則）

第8条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

東葉高速線公設掲示板 利用申込書

東葉高速鉄道活性化協議会会長 様

<input type="checkbox"/>	申 込 日	年	月	日
<input type="checkbox"/>	掲示物名			
<input type="checkbox"/>	団体等の名称・代表者氏名			
<input type="checkbox"/>	住所・連絡先			
<input type="checkbox"/>	希望掲出期間			
	・ 掲出期間	月	日	～ 月 日

※1 連絡先は、必ず記入してください。
2 ご記入頂きました個人情報は、公設掲示板に関する連絡以外には使用しません。